

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
----------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800356号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900023号

第1 結論

請求者のA社における平成28年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年4月の標準報酬月額については、20万円から24万円とする。

平成28年4月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成27年5月25日から同年10月1日まで
② 平成28年4月1日から同年5月1日まで

請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録について事業主が届出を誤り、その後訂正の届出を行った。しかしながら、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、A社から提出された請求者に係る平成27年及び平成28年賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額(20万円)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本

来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 4 月について、請求者の平成 27 年の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、標準報酬月額を 20 万円から 24 万円に訂正する届出を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 30 年 6 月 29 日及び同年 8 月 24 日に提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、A 社から提出された請求者に係る平成 27 年賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（20 万円）と同額又は低額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800428号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年10月1日から平成12年9月30日まで

A社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が20万円と記録されているが、給料明細書では、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細書(以下「給料明細書」という。)及びA社の委託先会計事務所から提出された請求者に係る平成12年賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は請求期間に、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

そのため、請求期間については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が給料明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800430号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900009号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年1月1日から平成15年12月1日まで

私は、国民年金保険料納付済期間と厚生年金保険加入期間を併せても10年に満たず、老齢年金の受給資格がないが、年金事務所の職員から、元妻の保険料納付済期間等を併せると10年になるので資格ありと言われた。元妻の保険料納付済期間等を併せて年金を支給してほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができると規定されている(法第14条の2第1項)。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付することを要しないものとされた保険料に関する事項と規定されている(国民年金法施行規則第15条の2)。

請求者は、自身の国民年金保険料納付済期間等に元妻の保険料納付済期間等を併せて、老齢年金の受給資格を得たいとして、本件訂正請求を行っているが、これは、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではない。

よって、本件訂正請求は法第14条の2第1項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。